

# 事業系のごみと資源物の分け方

種類

事業系のごみと資源物の例

※ この表は目安を示したものです。詳しくは、資源循環局にお問い合わせください。

一般廃棄物

資源化可能な古紙

段ボール 紙パック  
新聞 雑誌  
オフィス紙

ミックスペーパー(シュレッダーした紙、はがき、封筒、付せん紙、名刺、メモ用紙、たばこやお菓子の箱 など)



○古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の処理業者へ委託しリサイクルしてください。  
○資源化可能な古紙は、市の焼却工場へ搬入できません。 ○機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。  
○建設工事や紙加工品の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは、産業廃棄物です。

生ごみ(食品残さ)

食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など  
(産業廃棄物に該当するものを除く。)  
※排出する前に水分をよく切ってください。



○食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物です。 ○食品関連事業者は食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。 ○生ごみ処理機や、リサイクル施設に搬入して資源化が可能です。 ○リサイクルできない場合は、一般ごみと分ける必要はありません。

一般ごみ(燃やすごみ)

使用済みのティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉 など



○できるかぎり、リサイクルするよう分別を徹底してください。 ○どうしてもリサイクルできないものは、一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトルを含む

飲料用ペットボトル、調味料ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当・カップめん等の容器、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維製の布 など



○汚れが付着していても、一般ごみではありません。産業廃棄物として処理してください。  
○できるかぎり、リサイクルしてください。

金属くず

飲料用缶を含む

飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイル、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップ など



○できるかぎり、リサイクルしてください。

ガラス・陶磁器くず

飲料用びんを含む

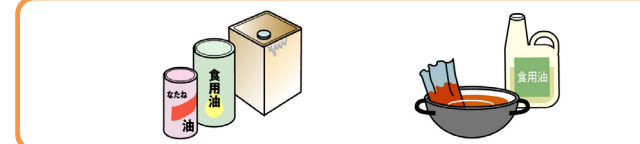
飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、蛍光灯や電球、茶碗等の陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器 など



○蛍光灯・電球は、産業廃棄物の金属くずとガラス・陶磁器くずの混合物に分類されます。  
○できるかぎり、リサイクルしてください。

廃油

食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイル など



○できるかぎり、リサイクルしてください。

電池

アルカリ乾電池、マンガン乾電池、小型充電式電池 など  
(金属くずや汚泥等の混合物に分類)



○できるかぎり、リサイクルしてください。

一般産業廃棄物

木くず

木製品、木製パレット、せん定枝 など



○建設工事や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した場合と貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。 ○樹木のせん定枝などは、できるかぎり、リサイクルしてください。

古布

不要になった作業服・制服、デコレーションに使用した布 など(ただし、合成繊維を除く)



○建設工事や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物、その他は一般廃棄物です。なお合成繊維は廃プラスチック類です。

その他

オフィスの机・椅子、ロッカー・棚等、家電製品、パソコン など



○材質により、一般廃棄物又は産業廃棄物になります。 ○金属・プラスチック・ガラス等は、産業廃棄物の処理業者、木製品は一般廃棄物の処理業者へ委託し、処理してください。 ○テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められています。処理は、販売店やメーカーにお問い合わせください。

一般廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。

業種や材質等によって、廃棄物の区分が異なります。